

総務省デジタル・ガバメント中長期計画

令和4年10月18日

総務省行政情報化推進委員会決定

1. 基本事項

総務省は、行政運営・地方自治・情報通信等に関する幅広い分野を所管しており、国・地方から社会全体に至るまでデジタル化を推進するに当たり極めて重要な役割を果たすことが求められている。そのため、デジタル統括責任者（大臣官房長）及び副デジタル統括責任者（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）のリーダーシップの下、種々の重要なプロジェクトを着実に遂行していく必要がある。

これらの所管行政の遂行のため、総務省全体で約 100 の情報システムが整備され、各部門において、施策の効果的な実施のために利用されているところである。

このうち、総務省職員が行政の組織活動を実施するための基盤となる情報システムである「総務省ネットワーク基盤（LAN）」（以下「総務省 LAN」という。）（情報システム ID：A001554）、無線局免許申請等に係る事務処理や無線局諸元等について総合的な処理・管理を行う「総合無線局監理システム」（以下「PARTNER」という。）（情報システム ID：A001956）、各府省等が共同で利用している統計調査等業務の中核システムである「政府統計共同利用システム」（情報システム ID：A025613）、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる代表的な統計調査である国勢調査のために使用される「令和 7 年国勢調査オンライン調査システム」（情報システム ID：A025646）は、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」としてデジタル庁と総務省が共同で監理している。

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、総務省におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。また、種々のプロジェクトの遂行体制・取組等の整理を行い、職員・国民・事業者等関係者の利便性を向上させることを目的とし、総務省で使用されている各システムの令和 8 年度までの整備・運用工程、オープンデータ化、コスト削減方策等について提示するとともに、令和 4 年 6 月 3 日に開催された第 4 回デジタル臨時行政調査会で決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を受けた総務省の取組の方針、デジタル社会実現のための具体的な体制整備等について記述する。

その整備・運用工程等については別紙「工程表」のとおり提示する。それらのうち、代表例として「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」である 4 システムについて、次のとおり工程の概要を記述する。

(1) 総務省 LAN

ア 目的

総務省 LAN は、総務省本省と全国の地方支分部局等 70 を超える拠点をネットワークで接続し、総務省 LAN 端末等を用いて電子メールやファイル共有、セキュリティ

対策機能を提供しており、総務省職員が日々の行政活動を行うために重要な役割を果たしており、高い安定性と安全性を同時に実現し、信頼性の高い基盤機能を提供することを目的としている。

令和 7 年度より運用開始を予定している次期総務省 LAN (以下「SLAN6」という。)への更改に当たり、重点計画 (第 6 5. (1) 国の情報システムの刷新) に示された施策を踏まえ SLAN6 の更改計画を検討することにより、職員の利便性向上及びセキュリティ対策の強化を実現し、デジタル社会の実現に向けた一助に資することが求められている。

イ 現状と課題

SLAN6 更改のための検討を行うに当たり、重点計画 (第 6 5. (1) 国の情報システムの刷新) に示された「⑥ネットワークの整備」及び「⑦府省 LAN と認証基盤の統合」を踏まえ、ガバメントソリューションサービス (以下「GSS」という。)の利用を前提に検討を進めているところである。

GSS の提供する標準サービスは各府省庁で利用される汎用的なサービスであり、従来総務省が業務の必要性等に応じ柔軟に整備を行ってきた総務省 LAN で提供するサービスとは利便性やセキュリティに対する考え方が異なる。そのため、差異分析を踏まえ、職員の短期的な生産性の低下など業務への影響を軽減するとともに、十分なセキュリティ水準を確保するための方法等を検討する必要がある。

ウ 計画目標

重点計画の「デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集」中、「[No. 9-3] ガバメントソリューションサービスの整備」及び「[No. 9-4] 5 か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底」を参考にしつつ、次のとおり目標を定める。

- ・ SLAN6 においても原則として GSS を利用することを検討する。

KPI : SLAN6 を GSS により実現することによって、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現

- ・ SLAN6 においても 5 か年計画を策定する (例えば、「総務省 LAN プロジェクト計画書」内に盛り込む等) こととする。

KPI : SLAN6 の運用・改修コストの 3 割削減 (令和 7 年度 : 令和 2 年度比)

(2) PARTNER

ア 目的

総務省では、無線局免許申請等に係る事務処理や無線局諸元等について、情報シス

様式 1

テムを用いた総合的な処理・管理を行うために、平成 5 年度から PARTNER の開発を行い、平成 8 年 4 月に運用を開始した。PARTNER は、無線局免許に関する情報等をデータベースとして有しており、無線局監理に係る行政事務の大幅な効率化、無線局免許人等への行政サービスの向上、行政施策の企画・立案を支援することを目的としている。

総務省はデジタル社会の実現の基盤となる情報通信を所管しており、その中でも無線通信を扱う電波行政については、技術の進展等に伴い一層重要度を増している。

これらを踏まえ、本計画では、PARTNER の安定的な運用と、運用経費の削減や利便性等向上を目的とする次期システムへの刷新に必要な事項を中長期的な視点から定め、もって電波行政の確実かつ効率的な実施に資することを目的とする。

イ 現状と課題

PARTNER において現在稼働しているハードウェア及びソフトウェアは、国庫債務負担行為により構築されたものであり、国庫債務負担行為期間後は再リースにより借り入れている。これらハードウェア及びソフトウェアは老朽化が進んでおり、令和 5 年度以降、EOSL（End Of Support/Life：製品・サービスの保守・サポート期間が終了となること。）を迎え、EOSL 対応を行わない場合に機能停止や情報セキュリティに係る脆弱性などのリスクが生じることとなるものが多々ある。

また、現行の PARTNER は、平成 8 年の運用開始以降、電波法令の改正や技術革新に対応するため機能拡張等改修を重ねた結果、システムの著しい肥大化を招いており、運用に係る経費は毎年度 100 億円弱に達している。

これらの課題に加え、システムの根幹は硬直的で陳腐化が進んでいることから使い勝手が良いとは言えない状態であり、国民及び職員双方の利用者の利便性や執務の効率性を損ねている。

ウ 計画目標

PARTNER が現在抱える諸課題はシステムの長期運用に起因するものであることから、令和 5 年度から令和 8 年度にかけて現行 PARTNER の稼働と並行してシステムの抜本的な刷新を段階的に実施する。本計画を推進することで、刷新後のシステムにおいては、運用経費の 3 割削減、電子申請手続に係る継続利用率の 90%以上の維持及び問合せ件数の 3 割の削減を目指す。

KPI：運用経費（令和 9 年度以降：刷新前と比較して 3 割の削減）

電子申請手続に係る継続利用率（令和 9 年度以降：90%以上）

問合せ件数（令和 9 年度以降：刷新前と比較して 3 割の削減）

(3) 政府統計共同利用システム

ア 目的

政府統計共同利用システムは、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図ることを目的として、各府省共通のシステムとして整備している。

イ 現状と課題

近年では、限られた資源を有効に活用し、国民に信頼される行政を展開するため、政策部門が統計等を整備し、これを活用して証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進することが求められている。また、デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データは価値・競争力等の源泉として官民間問わず重要なものとなってきている。

そうした中、統計利用者から「政府統計の総合窓口」（以下「e-Stat」という。）の統計データの検索性の悪さや統計データの利活用の際に、各統計間でデータの表記方法が異なり、機械的なデータ処理が容易に行えないことが指摘されており、これを踏まえたデータ整備が課題となっている。

また、統計等の作成に当たっては、デジタル化の進展への対応が求められるとともに、調査環境の悪化が見られる中、オンライン調査における報告者等の利便性の向上や負担軽減が課題となっている。

ウ 計画目標

e-Stat の検索性の向上に資するため、機械判読可能な形式でのデータ整備に係る府省統一の方針等を策定する。併せて、統計データの整備に必要な属性情報を統一的な観点から整備し、それらの属性情報を管理するシステムを構築する等の取組を行う。

また、調査実施側における管理機能の拡充や、利用者が直感的に操作可能となるような分かりやすい画面構成となるようシステム改修を進めるとともに、特に、統計不正事案を発端に令和 4 年 8 月 10 日に統計委員会から建議された「公的統計の総合的品質向上に向けて」を踏まえ、統計調査等業務のデジタル化を推進するため、以下の機能拡充を行う。

- ・ 調査対象者がオンライン調査システムを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、「HTML 形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式多様化」、「調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能」、「調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能」などの開発
- ・ 汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供

様式 1

- ・デジタル技術を活用することにより、e-Stat に収録されている統計調査のデータベース化を推進するとともに、調査事項等のカタログ化を行うなど、統計ユーザーからのフィードバックも活用しつつ、結果データの検索・提供機能を拡充
これらを通じて、行政・国民・企業等が統計情報を用いて様々な意思決定を行うことが可能となり、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を実現する。
KPI：e-Stat の統計表データの利用件数（令和 9 年度：2 億 6 千万件（令和 2・3 年度平均値：1 億 9 千万件））

(4) 令和 7 年国勢調査オンライン調査システム

ア 目的

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査である。令和 7 年国勢調査のインターネットによる回答については、全ての国民が迷いなく、簡単に回答できる、ユーザビリティ等を考慮したシステムへの改修を行うことにより、インターネット回答の推進を図るとともに、地方公共団体で行う調査の運用や回答の審査事務等についても、令和 2 年国勢調査の実施結果等を踏まえた見直しにより、回答者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

イ 現状と課題

地方公共団体向けの機能については、主に LGWAN を通じて「LGWAN-ASP」としてサービス提供を行う予定であるが、重点計画において、GSS の整備の一環として全国ネットワークの整備が掲げられており、どのような形態でのサービス提供が可能か不透明なため、本施策の実施状況等を注視し、地方公共団体の調査の運用等に影響が出ないよう対応する必要がある。

ウ 計画目標

KPI：インターネット回答率（令和 7 年：40%以上（令和 2 年：37.9%））

地方公共団体のシステム評価（令和 7 年：70%以上高評価（令和 2 年：60.2%高評価））

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

令和 4 年 6 月 3 日、第 4 回デジタル臨時行政調査会が開催され、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定された。規制のデジタル化の点検対象とされた

法律・政令・省令の 5,354 条項のうち 3,895 条項について、見直し方針が決定（全体の 72%）された。それ以外の条項については、デジタル化の可否について引き続き検討を実施することとなっている。総務省関係の規制（261 条項）に関しては、見直し方針についてめどが立ったところであり、総務省としても、令和 6 年 6 月までの 2 年間で、規制のデジタル化に集中的に取り組むこととする。

なお、見直しに当たっては、

- ①BPR により、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。
- ②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。
- ③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点も踏まえ、見直しを実施する。

(2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、GSS、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した BPR を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の 3 割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、GSS へ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMO に各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドや GSS 移行に当たって、集中的に BPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMO において実施状況を監理する。

(3) 総務省における IT ガバナンス

総務省においては、デジタル統括責任者及び副デジタル統括責任者の下、PMO（府省内全体管理組織）たる大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室第一係が IT ガバナンスの中核的役割を担う。また、PJMO（プロジェクト推進組織）たるプロジェクト担当課室は各々のプロジェクトに係る IT マネジメントを担う。

デジタル統括アドバイザー及び最高情報セキュリティアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、PMO 及び PJMO への評価・助言の役割を担い、PMO はその実践の場としてアドバイザー相談会を運営する。

PMO は、主としてアドバイザー相談会の運営を通じて、各プロジェクトに係る情報システムの調達仕様書及び見積りの妥当性を担保する等の IT ガバナンスを行う。これにより、本計画に掲げる各種のサービス改革や基盤整備の推進を図ることとし、次の取組に特に注力することにより IT ガバナンスの一層の強化を図る。

ア 予算要求時等の対応

PJMO は、情報システム関係予算について概算要求を行う場合は概算要求前までに、補正予算の場合は原則政府案決定までに、根拠となる費用積算等を PMO 及びアドバイザーに提出し、予算要求レビュー（PMO レビュー及びアドバイザー相談会）を受ける（過年度分の国庫債務負担行為歳出化額の要求のみの場合も、当初計画の進捗確認等のため、受けるものとする。）。アドバイザーからの予算要求レビューに係る評価書については、デジタル庁等から費用積算の妥当性に係る資料提供の求めがあった場合、提出できるものとする。

また、PMO は情報システムに係る課題等を大臣官房会計課（予算担当）へ情報提供し、大臣官房会計課は財務省との協議内容等を PMO へ情報提供する。

イ 適切な調達の実施

PJMO は、情報システムの整備及び運用等、情報システム関係予算を用いた調達を実施する場合、調達仕様書、費用見積等を PMO 又はアドバイザーに提出し、執行段階レビュー（PMO レビュー又はアドバイザー相談会）を受ける。PJMO の調達起案の際には、執行段階レビューによる PMO の確認の結果を副申に記載する、又はアドバイザーからの評価書を添付する（ただし、単に市販の機器等を調達する場合などアドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要せず、代わりにその理由を副申に記載する。）こととし、PMO を同報者として決裁ルートに設定することとする。

また、PMO は情報システムに係る課題等を大臣官房会計課（契約担当）へ情報提供し、大臣官房会計課は入札結果等を PMO へ情報提供する。

ウ PJMO 支援の充実

PMO は、円滑な PJMO 業務が可能となるよう、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和 3 年 9 月 10 日デジタル社会推進会議幹事会決定)の概要、PJMO の基本的な役割、PMO との協力体制等についての理解を助ける支援を行い、PMO 及びアドバイザーは、PJMO を対象とした研修を毎年開催し、PJMO は本研修に参加する。

また、PMO 及びアドバイザーは、予算要求・調達時以外においても、PJMO の技術的な疑問、解決困難な問題等について、随時、相談を受ける「情報システムよろず相談会」を実施する。そのため、PJMO は大きな課題があるにも関わらず調達の直前に初めてアドバイザー相談会を受けるなど、方向性の修正が不可能となる時期に初

様式 1

めて PMO 及びアドバイザーに相談を行うようなことのないよう、積極的に当該相談会を活用する。

(4) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつ PMO において同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO 及び PJMO の推進体制の強化を図る。